

離婚したときの手續

- ◇ 離婚したときの区役所での主な手續のご案内です。
- ◇ 各手續の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。
- ◇ 外国籍の方は、出入国在留管理局(入管)で手續が必要になることがあります。

令和7年4月更新
南区役所

手續が必要な場合	手 続	手續に必要なもの	担当窓口
離婚届を提出する	離婚届	◎協議離婚 ☐ 離婚届(成年の証人2人の署名が必要です。) 〔未成年の子がある父母が離婚するときは面会交流 及び養育費の分担についてのチェックが必要です〕 ☐ 本人確認書類(※)	2階11番 戸籍課 戸籍担当 TEL 341-1115
		◎調停離婚又は裁判離婚 ☐ 離婚届 ☐ 調停調書の謄本(調停離婚)または裁判の謄本及び 確定証明書(裁判離婚)	
離婚後も姓を変えず、婚姻中の姓 を使用したい	離婚の際に称していた氏を 称する届 *離婚と同時に又は、離婚の日から 3か月以内に提出してください。	☐ 離婚の際に称していた氏を称する届	
離婚に伴って住所を異動する場合は、「引越しの手續」をご覧ください。			
離婚した夫婦の 住民票を別世帯にする	住民異動届(世帯分離)	☐ 本人確認書類(運転免許証など) *代理人(本人、同一世帯の方以外)が手續をする場合は「委任状」と 代理人の本人確認書類をお持ちください。	2階14番 戸籍課 登録担当 TEL 341-1118

◎離婚により氏名変更した場合

手續が必要な場合	手 続	手續に必要なもの	担当窓口
氏名変更前の氏で印鑑登録をして いる(氏ではなく名だけの印鑑で登 録していた場合を除く)	印鑑登録は自動的に抹消さ れます。	*本人以外が申請する場合や本人確認書類の種類によっ て、手續・必要書類が異なりますので、ホームページや電話 で確認のうえ、窓口にお越しください。	2階14番 戸籍課 登録担当 TEL 341-1118
マイナンバーカード・住民基本台帳 カードを持っている(氏名変更の場 合)	券面記載事項変更届 *マイナ ンバーカード・住民基本台帳カード は暗証番号の入力が必要です。		
マイナンバーカードに署名用電子証 明書を登録している	これまでの署名用電子証明書は 失効します。引き続き利用される 方は新規登録手續が必要になり ます。		
国民年金に加入している	原則として手續き不要	日本年金機構にマイナンバーが未登録の方は、年金事務所に 「年金受給権者氏名変更届」を提出してください。 【横浜南年金事務所】TEL742-5511	2階20番 保険年金課 国民年金係 TEL 341-1129
年金を受給している	原則として手續き不要	日本年金機構にマイナンバーが未登録の方は、年金事務所に 「年金受給権者氏名変更届」を提出してください。 【横浜南年金事務所】TEL742-5511	
右欄の被保険者証、手帳、受給者 証等を持っている場合は、氏名変更 届がそれぞれ必要です。	国民健康保険被保険者証または資格確認書 等、介護保険被保険者証等		2階18番 保険年金課保険係 TEL 341-1126
	後期高齢者医療被保険者証または資格確認書、重度障害者医療証		2階19番 保険年金課給付担当 TEL 341-1128
	身体障害者手帳、療育手帳(18歳以上) *18歳未満は、2階25番こども家庭支援課(TEL341-1152) 精神障害者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証(精神通院医療/更生医療、特定医療費(指定難病)受給者証 *小児慢性特定疾病、養育医療、育成医療は、2階25番こども家庭支援課(TEL341-1148)		2階23番 高齢・障害 支援課 TEL 341-1136
医師、看護師、薬剤師、調理師等の 資格を持っている	籍(名簿)訂正・免許証書 換交付申請	☐ 各免許証 ☐ 戸籍謄(抄)本(戸籍全部(個人)事項証明書) *ケースにより必要なもの・手續が異なりますので、必ず お問い合わせください。	4階44番 生活衛生課 食品衛生係 TEL 341-1191
犬を飼っている (犬の所在地、所有者情報に変更 がある場合)	飼い犬の登録事項変更届	必要な持ち物はありません。	4階43番 生活衛生課 環境衛生係 TEL 341-1192
125cc以下のバイクを持っている	原動機付自転車の登録変更 (氏名変更)の届出	☐ 本人確認書類(※) ☐ 標識交付証明書	3階32番 税務課 TEL 341-1160

※本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、写真付きの住民基本台帳カードなど

裏面へ続く

◎離婚により扶養関係に変更がある場合

手続が必要な場合	手 続	手続に必要なもの	担当窓口
厚生年金等に加算している配偶者の扶養から外れた	国民年金種別変更手続	☐ 基礎年金番号が確認できる書類またはマイナンバーカード ☐ 本人確認書類(※) ☐ 扶養から外れた日がわかる書類	2階20番 保険年金課 国民年金係 TEL 341-1129
配偶者の健康保険の被扶養家族であった方が、国民健康保険に加入する	国民健康保険資格取得届	☐ 本人確認書類(※) ☐ 健康保険扶養認定削除証明書	2階18番 保険年金課 保険係 TEL 341-1126
離婚前から引き続き国民健康保険に加入する	国民健康保険資格取得届(世帯変更)	☐ 本人確認書類(※) ☐ 国民健康保険証または資格確認書	

◎子どもがいる方が離婚した場合

手続が必要な場合	手 続	手続に必要なもの	担当窓口
戸籍の変更	離婚届を出しただけでは子どもの戸籍は変わりません。子どもの戸籍の変更については、担当窓口にお問い合わせください。		2階11番 戸籍課戸籍担当 TEL 341-1115
小児医療費助成を受けている子の保護者を変更する。または加入している健康保険を変更する(ただし、ひとり親家庭等医療費助成を受ける場合を除く)	小児医療費保護者変更届 小児医療加入保険変更届	☐ 小児医療証 ☐ 加入した健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ等	2階19番 保険年金課 給付担当 TEL 341-1128
児童手当を受給する保護者を変更する	新たに受給者になる方による請求手続 *申請日の翌月分から支給対象となります(さかのぼっての支給はできません)。	☐ 請求者名義の銀行預金通帳など口座のわかるもの *健康保険証または資格確認書等の写しなどが必要な場合がありますので、お問い合わせください。	2階25番 こども家庭 支援課 TEL 341-1148
	今まで受給していた方の消滅手続	特にありません。	
身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)の保護者を変更する(18歳未満)	変更届	☐ 各手帳	2階25番 こども家庭 支援課 TEL 341-1152
障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証の受給者を変更する(18歳未満)	変更届、異動届 *18歳以上は、2階23番高齢・障害支援課(TEL341-1136)	☐ 各受給者証	
障害児関連の手当を受給している(20歳未満)	受給者、扶養義務者等の変更等	☐ 各手当の証書 *詳細はお問い合わせください	
ひとり親家庭になった場合 *ひとり親家庭とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、20歳未満で政令の定める程度の障害のある児童又は20歳未満で高等学校に在学中の児童を扶養している父子家庭又は母子家庭のことをいいます。右の各行政サービスを受けるには保護者の所得制限があります。	児童扶養手当の請求 *所得制限等、受給には審査があります。	*住民登録の状況により必要書類が異なりますので、窓口でお問い合わせください。 ☐ 戸籍謄(抄)本(戸籍全部(個人)事項証明書)* ☐ 対象児童と請求者が含まれる世帯全員の住民票の写し(本籍・続柄入り)* ※窓口で無料交付を受けられる用紙をお渡しします。 ☐ 対象児童の療育手帳又は身体障害者手帳 ☐ 請求者名義の銀行預金通帳 ☐ 請求者の印鑑(朱肉使用) ☐ 請求者の所得証明書 ☐ 年金手帳 など	2階25番 こども家庭支援課 TEL 341-1148
	特別乗車券の申請	☐ 児童扶養手当証書	2階25番 こども家庭支援課 TEL 341-1148
	・ひとり親家庭等医療費助成の申請(対象者には横浜市(親)福祉医療証が交付されます。)	☐ 健康保険証または資格確認書 等 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 前々年分課税証明書(全件) ☐ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)(児童扶養手当証書を持っていない方の場合) *ひとり親医療費助成の対象となると、小児医療費助成の対象外になりますので、小児医療証をお持ちの場合は返却してください。 *ひとり親医療費助成の対象になると、水道料金の減免を受けることができます。医療証と一緒に送付される「しおり」のQRコードを読み取り、水道料金等相当額減免申請を行ってください。	2階19番 保険年金課 給付担当 TEL 341-1128
*粗大ごみ処理手数料減免申請もできます。詳細は、粗大ごみ受付センター(TEL0570-200-530、IP電話・携帯電話等の通話料割引サービスを利用される方はTEL330-3953)にお問い合わせください。			
福祉保健に関することを相談したい	くらしのこと、子どものこと等について、ケースワーカーと保健師が総合的に相談に応じます。		2階25番 こども家庭支援課 TEL 341-1152
母子家庭等への「修学資金」などの貸付けを受けたい	母子父子寡婦福祉資金の申請	詳細はお問い合わせください。	
地域の民生委員・児童委員に相談したい	お住まいの地域の民生委員・児童委員及び主任児童委員に、生活に関する相談、福祉サービスの利用についての相談等を希望される場合、お問い合わせください。		4階42番 福祉保健課 運営企画係 TEL 341-1182

※本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、写真付きの住民基本台帳カードなど